

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
<p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>
(1)～(456) ー略ー	(1)～(456) ー略ー
<p>(456)の2 道路交 運転経歴 1,100円 通法第104条の 証明書交 4第6項の規定 付手数料 による運転経歴 証明書の交付</p>	<p>(456)の2 道路交 運転経歴 1,100円 通法第104条の 証明書交 4第6項(同法 付手数料 <u>第105条第2項 において準用す る場合を含む。)</u> の規定による運 転経歴証明書の 交付</p>
<p>(456)の3 道路交 運転経歴 1,100円 通法第104条の 証明書再 4第6項の規定 交付手数 に基づく運転経 料 歴証明書の再交 付</p>	<p>(456)の3 道路交 運転経歴 1,100円 通法第104条の 証明書再 4第6項(同法 交付手数 <u>第105条第2項 において準用す る場合を含む。)</u> の規定に基づく 運転経歴証明書 の再交付</p>
(457)～(478) ー略ー	(457)～(478) ー略ー
<p>2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 道路交通法第89 運転免許 次の表の左 条第1項の規定に 試験手数 欄に掲げる</p>	<p>(1) 道路交通法第89 運転免許 次の表の左 条第1項の規定に 試験手数 欄に掲げる</p>

よる運転免許試験料 区分に応
を受けようとする じ、それぞ
 者 れ同表の右
 欄に定める
 額

よる運転免許試験料 区分に応
を受けようとする じ、それぞ
 者 れ同表の右
 欄に定める
 額

区分		金額
イ 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る試 験	一略一	一略一
	道路交通法第 97条の2第1 項第3号又は 第5号に該当 して同項の規 定の適用を受 ける場合	<u>1,900円</u>
	一略一	一略一
ロ 普通自動車 免許に係る試 験	一略一	一略一
	道路交通法第 97条の2第1 項第3号又は 第5号に該当 して同項の規 定の適用を受 ける場合	<u>1,900円</u>
	一略一	一略一

区分		金額
イ 大型自動車 免許、中型自 動車免許又は 準中型自動車 免許に係る試 験	一略一	一略一
	道路交通法第 97条の2第1 項第3号又は 第5号に該当 して同項の規 定の適用を受 ける場合	<u>1,900円(道 路交通法施 行令第33 条の6の2 第6号に掲 げるやむを 得ない理由 のため運転 免許証の更 新を受ける ことができ なかった者 に対する試 験にあって は、800円)</u>
	一略一	一略一
ロ 普通自動車 免許に係る試 験	一略一	一略一
	道路交通法第 97条の2第1 項第3号又は 第5号に該当 して同項の規 定の適用を受 ける場合	<u>1,900円(道 路交通法施 行令第33 条の6の2 第6号に掲 げるやむを 得ない理由 のため運転 免許証の更 新を受ける ことができ なかった者 に対する試 験にあって は、800円)</u>
	一略一	一略一

ハ 特定第一種 運転免許（大 型特殊自動車 免許、大型自 動二輪車免 許、普通自動 二輪車免許又 はけん引免許 をいう。以下 同じ。）又は 大型特殊自動 車第二種免許 若しくはけん 引第二種免許 に係る試験	—略—	—略—
	道路交通法第 97条の2第1 項第3号又は 第5号に該当 して同項の規 定の適用を受 ける場合	<u>1,900円</u>
	—略—	—略—
ニ 小型特殊自 動車免許又は 原動機付自転 車免許に係る 試験	道路交通法第 97条の2第1 項の規定の適 用を受ける場 合	<u>1,900円</u>
	—略—	—略—
ホ 大型自動車 第二種免許、 中型自動車第 二種免許又は 普通自動車第 二種免許に係 る試験	—略—	—略—
	道路交通法第 97条の2第1 項第3号又は 第5号に該当 して同項の規 定の適用を受 ける場合	<u>1,900円</u>

ハ 特定第一種 運転免許（大 型特殊自動車 免許、大型自 動二輪車免 許、普通自動 二輪車免許又 はけん引免許 をいう。以下 同じ。）又は 大型特殊自動 車第二種免許 若しくはけん 引第二種免許 に係る試験	—略—	—略—
	道路交通法第 97条の2第1 項第3号又は 第5号に該当 して同項の規 定の適用を受 ける場合	<u>1,900円</u> （道 路交通法施 行令第33 条の6の2 第6号に掲 げるやむを 得ない理由 のため運転 免許証の更 新を受ける ことができ なかった者 に対する試 験にあって は、800円）
	—略—	—略—
ニ 小型特殊自 動車免許又は 原動機付自転 車免許に係る 試験	道路交通法第 97条の2第1 項の規定の適 用を受ける場 合	<u>1,900円</u> （道 路交通法施 行令第33 条の6の2 第6号に掲 げるやむを 得ない理由 のため運転 免許証の更 新を受ける ことができ なかった者 に対する試 験にあって は、800円）
	—略—	—略—
ホ 大型自動車 第二種免許、 中型自動車第 二種免許又は 普通自動車第 二種免許に係 る試験	—略—	—略—
	道路交通法第 97条の2第1 項第3号又は 第5号に該当 して同項の規 定の適用を受 ける場合	<u>1,900円</u> （道 路交通法施 行令第33 条の6の2 第6号に掲 げるやむを 得ない理由 のため運転

	—略—	—略—
へ —略—	—略—	—略—

(1)の2及び(2) —略—

(3) 道路交通法第92条第1項の規定による運転免許証の交付を受けようとする者
 免許証交付手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ <u>第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証</u>	2,050円(道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)

		<u>免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)</u>
	—略—	—略—
へ —略—	—略—	—略—

(1)の2及び(2) —略—

(3) 道路交通法第92条第1項の規定による運転免許証の交付を受けようとする者
 免許証交付手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ <u>第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証</u>	1,700円(道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに交付する場合)

ロ 仮運転免許に係る運転免許証	1,150円

(4) 道路交通法第94条第2項の規定による運転免許証の再交付を受けようとする者
 免許証再交付手数料
 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	3,500円
ロ 一略一	一略一
備考 一略一	

(5)～(18) 一略一

上記以外の者に交付する場合	2,050円(道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
ロ 仮運転免許に係る運転免許証	1,150円

(4) 道路交通法第94条第2項の規定による運転免許証の再交付を受けようとする者
 免許証再交付手数料
 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	2,250円
ロ 一略一	一略一
備考 一略一	

(5)～(18) 一略一